

令和2年度6月定例記者会見 次第

日時：6月8日（月）13時30分～

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕朝日新聞社、糸島新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、
読売新聞社、NHK福岡放送局、時事通信社

〔糸島市〕市長、副市長、教育長

関係部課 （総務部）総務課、財政課、危機管理課
（企画部）経営戦略課、地域振興課
（産業振興部）商工観光課

- 1 市長あいさつ・市長短信 ● 短信資料

- 2 6・7月のイベント ● イベント情報

- 3 案件
 - (1) 令和2年糸島市議会6月定例会提出議案について
(総務課) ● 資料1
 - ・九州大学連携地域における固定資産税の特例
 - ・運動公園整備・管理運営事業の事業契約の締結
 - ・運動公園の指定管理者の指定

 - (2) 令和2年度6月補正予算の概要について
(財政課) ● 資料2
 - ・「新しい生活様式」に対応する中小企業者を応援する補助金

 - (3) 梅雨・台風期に備えた避難所対応について
(危機管理課) ● 資料3

- 4 懇談・その他

■ 次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：7月27日（月）13時30分～

場所：糸島市役所 庁議室

令和2年糸島市議会6月定例会提出議案について

- ☆ 6月15日から開会予定の糸島市議会6月定例会に付議する議案を、本日送付しました。
- ☆ 案件としましては、議案第42号「糸島市九州大学連携地域における固定資産税の特例に関する条例について」から議案第57号「令和2年度糸島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの16議案のほか、報告6件を提案させていただくこととしております。

※提出議案 16件

◇ 条例議案〔6件〕

【新規条例1件】

糸島市九州大学連携地域における固定資産税の特例に関する条例について

【一部改正条例5件】

糸島市税条例の一部を改正する条例について

糸島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

糸島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

糸島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

糸島市立学校設置条例等の一部を改正する条例について

◇ その他の議案〔8件〕

財産の取得について

財産の取得について

財産の取得について

市営住宅屋根の飛来による建物等の被害に係る損害賠償及び和解について

事業契約の締結について（糸島市運動公園整備・管理運営事業）

糸島市運動公園の指定管理者の指定について

糸島市における市街地の区域の変更及び当該区域における住居表示の方法について

市道路線の認定について

◇ 補正予算〔2件〕

令和2年度糸島市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度糸島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

※報告 6件

- ◇ 糸島市土地開発公社の経営状況について
- 株式会社志摩海洋センターの経営状況について
- 令和元年度糸島市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 令和元年度糸島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 令和元年度糸島市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 令和元年度糸島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

☆ 議案内容

◎がった議案は、後ほど詳しく説明します。

●条例議案（6件）

〔新規（1件）〕

【ブランド・学研都市推進課】

◎議案第42号 糸島市九州大学連携地域における固定資産税の特例に関する条例について

※ 九州大学学術研究都市のコアゾーンである九州大学伊都キャンパスに隣接する九州大学連携地域に研究・開発機能や交流・居住機能等を集積するために、九州大学学術研究都市づくりに資する施設に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の特例を定めるため、条例を制定するもの。

〔一部改正（5件）〕

【税務課】

議案第43号 糸島市税条例の一部を改正する条例について

※ 地方税法の一部改正に伴い、条例を改正するもの。

【国保年金課】

議案第44号 糸島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

※ 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に対して傷病手当金を支給するため、条例を改正するもの。

【国保年金課】

議案第45号 糸島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等に係る国民健康保険税を減免するため、条例を改正するもの。

【国保年金課】

議案第46号 糸島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

※ 福岡県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金に係る申請書の提出の受付事務を市において行うため、条例を改正するもの。

【教育総務課、介護・高齢者支援課、子ども課、施設管理課、文化課、生涯学習課、地域振興課】

議案第47号 糸島市立学校設置条例等の一部を改正する条例について

※ 糸島市立学校等の位置の表示を変更するため、条例を改正するもの。

●その他の議案（8件）

【警防課】

議案第48号 財産の取得について

※ はしご付消防自動車1台を購入するため、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

契約金額 208,980,883円

契約の相手方 愛知ポンプ工業株式会社

【警防課】

議案第49号 財産の取得について

※ 高規格救急自動車1台を購入するため、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

契約金額 38,494,538円

契約の相手方 福岡トヨタ自動車株式会社 特販部

【警防課】

議案第50号 財産の取得について

※ 消防団消防ポンプ自動車1台を購入するため、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

契約金額 22,522,104円

契約の相手方 小川ポンプ工業株式会社 福岡事務所

【施設管理課】

議案第51号 市営住宅屋根の飛来による建物等の被害に係る損害賠償及び和解について

※ 市営住宅屋根の飛来による建物等の損害を賠償するに当たり、その額及び和解について、議会の議決を求めるもの。

損害賠償額 2,188,527円

【経営戦略課】

◎議案第52号 事業契約の締結について（糸島市運動公園整備・管理運営事業）

※ 糸島市運動公園整備・管理運営事業に関する事業契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

契約金額	5,769,572,865円
契約の相手方	構成員（代表企業） 株式会社合人社計画研究所
	構成員 株式会社梓設計九州支社
	構成員 株式会社アービカルネット
	構成員 清水建設株式会社九州支店
	構成員 株式会社へいせい
	構成員 松吉建設株式会社
	構成員 合人社エンジニアリング株式会社
	構成員 株式会社ファイブ

【経営戦略課】

◎議案第53号 糸島市運動公園の指定管理者の指定について

※ 糸島市運動公園の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

団体の名称	株式会社合人社計画研究所 株式会社ファイブ
指定の期間	令和5年7月1日から令和20年3月31日まで（14年9月間）

【市民課】

議案第54号 糸島市における市街地の区域の変更及び当該区域における住居表示の方法について

※ 住居表示を実施するに当たり、市街地の区域を変更することに伴い、議会の議決を求めるもの。

【建設課】

議案第55号 市道路線の認定について

※ 市道路線（6路線）を認定するため、議会の議決を求めるもの。

●令和2年度補正予算（2件）

【財政課】

議案第56号 令和2年度糸島市一般会計補正予算（第3号）

※ 今回の補正：5億617万7千円を追加し、予算総額477億5,930万4千円とする。

【別途財政課作成資料あり】

【国保年金課】

議案第57号 令和2年度糸島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

※ 今回の補正：140万2千円を追加し、予算総額126億5,512万1千円とする。

●報告（6件）

【商工観光課】

報告第4号 糸島市土地開発公社の経営状況について

※ 本市が出資している団体の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出するもの。

【農林水産課】

報告第5号 株式会社志摩海洋センターの経営状況について

※ 本市が出資している団体の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出するもの。

【財政課】

報告第6号 令和元年度糸島市一般会計継続費繰越計算書の報告について

※ 波多江駅自由通路整備事業ほか4事業を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会に報告するもの。

（総額554,848,551円）

・波多江駅自由通路整備事業	248,473,391円
・前原小学校校舎大規模改造事業	29,878,960円
・波多江小学校外構等整備事業	657,000円
・農業用施設災害復旧事業	99,000,000円
・林業施設災害復旧事業	176,839,200円

【財政課】

報告第7号 令和元年度糸島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

※ 統計調査支援システム更新事業ほか16事業を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するもの。

(総額 778,954,896 円)

・統計調査支援システム更新事業	1,351,900円
・新型コロナウイルス感染症緊急対応策事業（子ども・子育て支援事業費）	6,741,000円
・清掃センター最終処分場浸出水放流管布設事業	19,337,000円
・ASF侵入防止緊急支援事業	2,537,000円
・ため池耐震調査事業	39,687,000円
・林業専用道整備事業	26,171,000円
・プレミアム付商品券事業	10,236,931円
・浦志有田線整備事業	32,873,065円
・橋梁長寿命化修繕事業	83,838,000円
・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	26,895,000円
・バリアフリー化設備等整備事業	36,133,000円
・校内通信ネットワーク整備事業	184,260,000円
・一人一台端末整備事業	87,480,000円
・小学校トイレ改修事業	63,707,000円
・小学校空調設備整備事業	21,408,000円
・中学校トイレ改修事業	108,972,000円
・漁港災害復旧事業	27,327,000円

【財政課】

報告第8号 令和元年度糸島市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

※ 新型コロナウイルス感染症緊急対応策事業（子育て支援センター管理運営費）ほか3事業を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するもの。

(総額 100,134,159 円)

・新型コロナウイルス感染症緊急対応策事業（子育て支援センター管理運営費）	612,645円
・新型コロナウイルス感染症緊急対応策事業（病児・病後児保育施設管理運営費）	227,700円
・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	55,405,494円
・林業施設災害復旧事業	43,888,320円

【業務課】

報告第9号 令和元年度糸島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

※ 公共下水道事業を繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、
議会の報告するもの。

・公共下水道事業 14,000,000円

◆問い合わせ先

総務部 総務課 (担当：平野)

TEL 323-1111 (代表)

内線1210

332-2100 (直通)

令和2年度6月補正予算の概要

■一般会計補正予算（第3号）

補正額 5億617万7千円の追加

補正後予算総額 477億5,930万4千円

今回の補正予算は、国の補正予算成立により令和3年度以降に予定していた小中学校の「一人一台端末整備事業」の前倒しに係る経費及び国・県等の事業採択や中小企業者が実施する新型コロナウイルスの感染防止のための「新しい生活様式」に沿った新たな取り組みに対する補助金等を追加計上しています。

財源は、国・県支出金及び基金繰入金等で対応しています。

【一般会計；歳出】

2款 総務費

◆P15 新庁舎再生可能エネルギー導入事業費（国10/10） 1,095万6千円

国のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業を活用し、新庁舎への地中熱の導入可能性と地中熱の適正規模を求めるため、調査業務を委託します。 【管財契約課】

◆P15 情報システム管理費 1,236万6千円

子ども子育て支援業務等の事務の効率化を図るため、子ども子育て支援システムの更新及び総合行政電算システムの改修を行います。 【秘書広報課】

◆P15 コミュニティセンター改修事業費（国10/10） 2,964万8千円

国のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業を活用し、東風コミュニティセンターに太陽光発電設備等を設置します。 【地域振興課】

◆P15 コミュニティ推進事業費（宝くじ助成金10/10） 250万円

自治総合センターの一般コミュニティ助成事業を活用し、コミュニティ活動に必要な備品の購入等に助成し、地域コミュニティの推進を支援します。《大門行政区》 【地域振興課】

3款 民生費

◆P17 あごら管理運営費（国10/10） 1億2,103万7千円

国のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業を活用し、健康福祉センターあごらに太陽光発電設備等を設置します。

※一部再生可能エネルギー推進基金を繰入 【介護・高齢者支援課】

◆ P17 子ども・子育て支援事業費（国2/3） **1,061万2千円**

保育士の業務負担の軽減を図り、働きやすい環境を整備するために、保育所等が業務のICT化を行うためのシステムや通訳・翻訳機器を導入する場合、その導入経費について補助を行います。 【子ども課】

6款 農林水産業費

◆ P17 多面的機能支払交付金事業費（国1/2、県1/4） **275万6千円**

農業生産基盤の維持保全のために新規に共同活動を始める組織が1組織増加し、さらに、既存の組織のうち、4組織が取組内容の充実を図ることとなったため、共同活動に対する交付金を増額します。 【農林水産課】

7款 商工費

◆ P19 「新しい生活様式」対応中小企業者応援事業補助金 **2,000万円**

中小企業者が実施する新型コロナウイルスの感染防止のための「新しい生活様式」に沿った新たな取り組みに対する補助金を創設し、中小企業者の事業継続を支援します。

※補助額；1事業者につき上限20万円（事業に要する経費の2/3を補助） 【商工観光課】

9款 消防費

◆ P21 地域防災対策費 **96万5千円**

指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、体温計、消毒液等を購入します。また、県が実施する自主防災組織活性化事業（防災士養成事業）の開始に伴い、各機関（行政区・校区等）から推薦を受けた対象者が負担する経費（教本代、受験料等）について補助を行います。 【危機管理課】

10款 教育費

◆ P21 情報教育推進事業費【一人一台端末整備事業】（国；定額） **2億6,478万円**

国の補正予算成立に伴い、令和3年度以降（令和5年度まで）に予定していた各小中学校の児童生徒用及び指導者用等のタブレット端末の整備を前倒して進めます。 【学校教育課】

◇国；168,390千円【3,742台（小1～小4児童、中2、中3生徒の2/3）×45千円】

◇市；96,390千円【2,142台（上記児童生徒の1/3+指導者用+増加対応用等）×45千円】

◆ P21 小学校管理費 **628万4千円**

小学校の臨時休業により、夏季休業期間を利用した補充授業を実施する必要性が生じることから、夏季休業期間に勤務する会計年度任用職員（事務補助員、学校図書司書、学校活動支援員）の報酬等を増額します。 【教育総務課、学校教育課】

◆ P23 中学校管理費 **245万3千円**

中学校の臨時休業により、夏季休業期間を利用した補充授業を実施する必要が生じることから、夏季休業期間に勤務する会計年度任用職員（事務補助員、学校図書司書）の報酬等を増額します。 【教育総務課、学校教育課】

◆ P23 生涯学習関係費（いとしま天文台事業）（国1/2） **335万5千円**

学校教育における授業での活用や悪天候時においても観望会が実施できるように6mエアドームに対応したプラネタリウム投影機を導入し、移動天文台事業の充実を図ります。 【生涯学習課】

14款 予備費

◆ P23 予備費 **1,543万5千円**

災害対策やコロナウイルス感染症対策など緊急に予備費を充用したため、今後の災害等の対応に備えて予備費を増額します。 【財政課】

【一般会計；歳入】

◆ P10～P11 国庫支出金 **1億8,975万5千円**

地方創生推進交付金、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業、社会資本整備総合交付金等の採択等により増額します。

◆ P10～P11 県支出金 **1億7,141万7千円**

公立学校情報機器整備事業及び多面的機能支払交付金事業等の採択等により増額します。

◆ P10～P13 繰入金 **1億7,620万5千円**

財政調整基金（5,400万円）、ふるさと応援基金（9,976万4千円）、定住・ブランド基金（80万円）、再生可能エネルギー推進基金（2,164万1千円）を繰り入れます。

◆ P12～P13 諸収入 **250万円**

自治総合センターコミュニティ助成事業の採択により増額します。

◆ P12～P13 市債 **▲3,370万円**

運動公園整備事業の一部について、社会資本整備総合交付金が採択されたため、合併推進債を減額します。

【債務負担行為補正； 2件】

◆P4 子ども子育て支援システム使用料（新規）

令和2年度から令和8年度まで 限度額 1,108万3千円

令和2年度に新システムの更新委託契約と利用契約を同時に行うが、利用契約が令和3年11月から5年5カ月の契約となるため、債務負担行為を設定します。 (秘書広報課)

◆P4 子ども子育て支援システム更新委託（新規）

令和2年度から令和3年度まで 限度額 1,958万円

令和2年度に契約後、令和3年10月末までに導入作業を行い、支払いが全業務履行完了後となるため、債務負担行為を設定します。 (秘書広報課)

【地方債補正； 1件】

◆P5 合併推進債（変更） 限度額 9,720万円

運動公園整備事業について、社会資本整備総合交付金（安全・安心のまちづくり）が採択されたため、3,370万円減額し、限度額を9,720万円に変更します。

【特別会計補正予算】

(単位；千円)

会計・補正	補正額	補正後額	主な内容	
国保(1号)	1,402	12,655,121	歳出	保険給付費 1,381千円（傷病手当） 国民健康保険事業納付金 21千円
			歳入	県支出金（特別調整交付金） 1,381千円 財政調整基金 21千円

新型コロナウイルス感染症 梅雨・台風期に備えた避難所対応について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、今後の梅雨・台風期の指定避難所等については、次のとおり運用し、感染予防及び拡大防止を図ります。

1 入所者の健康観察の実施

避難して来られた方は、入口において、簡単な問診及び非接触式温度計による検温を実施します。そこで、体調の不調が見られる場合には、専用スペース（後述）等に案内します。

2 避難所内の3密の回避

(1) 従来の一人あたり2㎡の避難スペースを4㎡とします。そのため、必要に応じ小中学校等体育館を避難所として開設します。

※ 定員の7割程度となった場合には、小中学校等体育館の避難所設置準備を行います。

(2) 避難所内にパーテーションを設置し、飛沫等による感染の防止を図ります。

3 定期的な消毒及び避難状況の確認

避難所内は共用部を中心に、1日2回定期消毒を実施します。

また、避難所内の状況は常時確認し、密が生じる見通しとなれば、2(1)の小中学校等体育館を避難所として開設します。

4 健康状態の確認

入所時の体調確認に加え、保健師による1日2回の巡回観察を行います。環境変化による変調が見られる方はここで問診等を行い、必要に応じ専用スペース（後述）に案内します。

5 体調不良者等の専用スペースの設置

従来の指定避難所とは別に、公共施設に保健師が常駐する専用スペースを設置します。

入所時、避難時に体調に不調が見られる方については、免疫力低下等による感染リスクを考慮し、専用スペースへの移動を促します。

6 避難所運営職員の増員

上記1～5に的確に対応するため、避難所運営に当たる職員を避難所あたり2名増員します。



新型コロナウイルス感染症を 踏まえた避難所運営について

令和2年6月
総務部危機管理課

コミュニティセンター避難所運営マニュアルより抜粋



1. 避難勧告等にかかる情報伝達方法

- ・災害発生の恐れがある場合、早期に住民へ注意喚起を促し、特に体調不良者へ避難所以外の安全な避難先（親戚や知人宅）の検討をお願いします。他に避難できる場所がない場合は、市役所へ相談をお願いします。別避難所を案内します。
- ・避難勧告等を発令し、市民へ情報伝達する場合、以下の内容で呼びかけます。

「こちらは糸島市災害対策本部です。
〇〇校区に警戒レベル4：避難勧告を発令しました。
避難所として各市立コミュニティセンター、健康福祉センター
あごらを避難所として開設しています。
避難者はマスク着用、体温計、飲食物、その他各自必要なものの
持参をお願いします。」



コミュニティセンター避難所運営マニュアルより抜粋

2. 避難所開設

・避難所開設に際し、以下のチェックポイントに留意し、避難所を開設します。

- 出入口への体温計、マスク、消毒液の設置
- 健康状態チェックシート等の準備
- 避難所内の清掃
- 感染症予防用ポスター・ルール等の掲示
- 避難所スペース内の段ボールパーテーション設置
- 飲食スペースの開設



コミュニティセンター避難所運営マニュアルより抜粋

3. 避難者受付

・避難者受付は、以下のとおり行います。

- ①. 避難所入り口前で、非接触型温度計での検温、手指消毒を行います。
- ②. 避難者は「健康状態チェックシート」を記入します。
- ③. 発熱や健康状態に不安のある避難者は、専用の避難所への移動をお願いします。
- ④. 受付後、避難所内の感染症対策にかかるルールや工チケットに記載した資料を配布します。
- ⑤. 各避難スペースが密にならないように、まんべんなく避難者を割り振ります。
- ⑤. 感染症予防のため、自家用車避難を希望される方は、避難所内駐車場で避難していただきます。



コミュニティセンター避難所運営マニュアルより抜粋

4. 避難所生活

・避難者は、避難所において、以下の点に留意し、生活いただきます。

- 避難所内でのマスクの着用
- 他の避難世帯と2 m程度の間隔を確保
- 気象状況を見ながら、1時間に2回程度の換気
- 換気に合わせた手洗い・うがいの徹底
- 避難所内の定期消毒・清掃などへの協力をお願い
- 避難スペース内でのスリッパへの履き替え



コミュニティセンター避難所運営マニュアルより抜粋

5. 避難所内での食事

・避難者は、避難所において、以下の点に留意し、飲食いただきます。

- 避難スペース内での飲食（※）は禁止とします。
※水分補給のための飲み物やあめを除く。
- 飲食は、調理室などの飲食スペースへ移動して行います。
- 避難者及び運営職員は、飲食前後に、手洗い・うがいを必ず行います。
- 飲食前後は、飲食スペースを清掃・消毒します。
- 避難者が多い場合は、飲食スペースが密にならないよう順番に食事をとっていただきます。

コミュニティセンター避難所運営マニュアルより抜粋

6. 避難所における体調管理

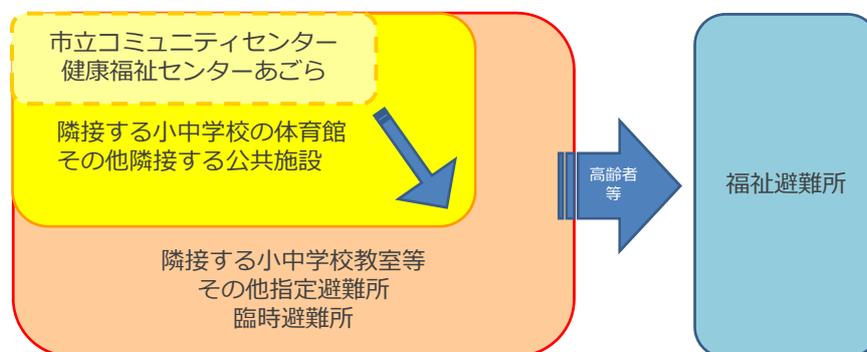
- ・体調が悪くなった場合は、運営職員へその旨申し出ていただくようお願いいたします。その旨を配布資料や避難所内掲示物に記載します。
- ・健康づくり課を避難所における体調、衛生管理の相談窓口とし、運営職員や避難者の健康（衛生）相談に応じます。
- ・保健師による避難所の巡回（最大2回/日）を行い、顔を見ながらの体調確認や避難所の衛生環境に問題がないかを確認します。また、避難者の各種相談に応じます。
- ・避難所内で急遽体調不良になった避難者は、病院等他施設へ移動してもらいます。症状によっては、帰国者・接触者相談センターへの問合せを行います。



コミュニティセンター避難所運営マニュアルより抜粋

7. 避難所の段階的な開設について

- ・災害発生時の避難所は、まず、市立コミュニティセンター及び健康福祉センターあごらを開設いたします。
- ・上記避難所の収容人数が避難所ごとに設定する人数を超過する見込みとなった場合、各避難所ごとに設定する避難所を段階的に開設します。イメージは以下のとおりです。



コミュニティセンター避難所運営マニュアルより抜粋